(設例6)本則課税(課税期間の中途で免税事業者から課税事業者となる場合) 令和5年10月1日~12月31日までの期間までの期間

- ⇒ 売上税額、仕入税額ともに割戻し計算
- 〇 ㈱国税商事の当課税期間(令和5年1月1日~令和5年12月31日)の課税売上高等の状況は以下のと おり。
- 〇 なお、㈱国税商事は令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となり、それまでの間は免税事業者であり、税込経理を行っている。
- 〇 令和5年1月1日から9月30日までの課税売上高にかかる売上対価の返還等については、免税事業者である同期間中に行ったものである。
- 〇 また、令和5年9月30日において有する棚卸資産は、全て令和5年1月1日から同年9月30日までの間 に国内において譲り受けた課税仕入れに係るものであり、全て課税売上げにのみ要するものである。

	T		
項目	税率 6.24% 適 用 分	税率 7.8% 適 用 分	合計額
	169,065,060	338,130,540	507,195,600
令和5年1月1日~9月30日までの間	125,215,560	250,431,140	375,646,700
令和5年 10 月1日~12 月31日までの間	43,849,500	87,699,400	131,548,900
2 免税売上高	_	_	17,100,300
令和5年1月1日~9月30日までの間	_	_	11,822,100
令和5年 10 月1日~12 月31日までの間	_	_	5,278,200
3 非課税売上高	_	_	24,246,122
令和5年1月1日~9月30日までの間	_	_	18,200,111
令和5年10月1日~12月31日までの間	_	_	6,046,011
4 売上対価の返還等の金額	2,903,610	10,296,800	13,200,410
令和5年1月1日~9月30日までの間			
の課税売上高に係るもの	2,090,000	7,810,300	9,900,300
令和5年 10 月1日~12 月31日までの間			
の課税売上高に係るもの	813,610	2,486,500	3,300,110
5 課税仕入れに係る支払対価の額			
(6以外のもの)	128,673,730	254,016,720	382,690,450
令和5年1月1日~9月30日までの間	103,584,300	205,168,100	308,752,400
令和5年 10 月1日~12 月31日までの間	25,089,430	48,848,620	73,938,050
(うち 課税売上げにのみ要するもの)	(17,289,300)	(35,661,900)	(52,951,200)
(うち 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの)	(7,800,130)	(12,166,220)	(19,966,350)
(うち 非課税売上げにのみ要するもの)	(0)	(1,020,500)	(1,020,500)
6 令和5年 10 月1日~12 月 31 日まで			
の適格請求書発行事業者以外の者から			

の課税仕入れに係る支払対価の額	13,500,700	25,400,600	38,901,300
(うち 課税売上げにのみ要するもの)	(9,303,420)	(17,943,760)	(27,247,180)
(うち 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの)	(4,197,280)	(6,326,260)	(10,523,540)
(うち 非課税売上げにのみ要するもの)	(0)	(1,130,580)	(1,130,580)
7 令和5年9月30日に有する棚卸資産の			
取得に要した費用の額(税込み)	1,230,000	2,321,300	3,551,300

- ※1 金額の計算においては1円未満の端数を切り捨てて計算します。
- ※2 課税期間における課税売上高が5億円を超える場合又は課税売上割合が 95%未満の場合には、個別対応方式により仕入れに係る消費税額を計算するものとします。
- ※3 基準期間の課税売上高は8,522,320円です。
- ※4 6について、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が行える取引に該当せず、経過措置(80%控除)の適用要件を満たしているものとします。

Ⅰ 付表1-3の作成(その1)

この項においては、主に、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額から消費税額を 計算します。

- 付表1-3の①及び②欄の記載
- (1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

課税売上高(税込み)に 100/108 又は 100/110 を掛けて課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

税率6.24%適用分A

43,849,500 円×100/108=40,601,388 円

税率 7.8%適用分 B

87,699,400 円×100/110=79,726,727 円

合計 C

40,601,388 円+79,726,727 円=120,328,115 円

(2)「課税標準額①」欄

(1)で算出した課税資産の譲渡等の対価の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率6.24%適用分A

40,601,388 円⇒40,601,000 円

税率 7.8%適用分 B

79,726,727 円⇒79,726,000 円

合計 C

40,601,000 円+79,726,000 円=120,327,000 円

(3)「消費税額②|欄

(2)で算出した課税標準額に6.24%又は7.8%を掛けて消費税額を計算します。

税率6.24%適用分A

40,601,000 円×6.24%=2,533,502 円

税率 7.8% 適用分 B

79,726,000 円×7.8%=<u>6,218,628</u> 円

合計 C

2,533,502 円+6,218,628 円=8,752,130 円

Ⅱ 付表2一3の作成

この項においては、控除対象仕入税額を計算します。

- 付表2-3の①、②、④~②、⑥、①、⑨~②及び⑥欄の記載
- (1)「課税売上額(税抜き)①」欄

税率6.24%適用分A

40,601,388 円-813,610 円×100/108=39,848,046 円

税率7.8%適用分B

79,726,727 円-2,486,500 円×100/110=77,466,273 円

合計C

39,848,046 円+77,466,273 円=117,314,319 円

(2)「免税売上額②」欄

5,278,200円

- (注) 国内で譲渡すれば非課税売上げとなる資産を輸出した場合や、海外で自ら使用又は譲渡するために資産を輸出した場合の輸出取引等に係る金額は、課税売上割合の計算上は免税売上額として取り扱われますから、その金額を「非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額③」欄に記載します。
- (3) 「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)④」欄 117,314,319円+5,278,200円=<u>122,592,519円</u>
- (4) 「課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)⑤」欄 122,592,519 円
- (5)「非課税売上額⑥」欄

6,046,011円

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、貸付金、預金、 売掛金その他の金銭債権(資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。)の譲渡があった場合、その譲 渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要となる場合がありますのでご注意ください。

- (6)「資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)⑦」欄 122,592,519円+6,046,011円=128,638,530円
- (7)「課税売上割合(④/⑦)⑧」欄

122,592,519 円/128,638,530 円=95.29999993…%≥95%

- (注) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。 設例の場合は、95%を記載します。
- (8) 「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)⑨」欄

税率6.24%適用分 A

25,089,430円

税率7.8%適用分B

48,848,620円

合計 C

25,089,430 円+48,848,620 円=<u>73,938,050 円</u>

(9)「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

税率6.24%適用分A

25,089,430 円×6.24/108=1,449,611 円

税率7.8%適用分B

48,848,620 円×7.8/110=3,463,811 円

合計 C

1,449,611 円+3,463,811 円=4,913,422 円

(10)「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)⑪」欄

税率6.24%適用分A

13,500,700円

税率7.8%適用分B

25,400,600円

合計 C

13,500,700 円+25,400,600 円=38,901,300 円

(11)「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額②」欄

税率6.24%適用分A

13,500,700 円×6.24/108=780,040 円

780,040 円×80/100=<u>624,032 円</u>

税率7.8%適用分B

25,400,600 円×7.8/110=1,801,133 円

1,801,133 円×80/100=<u>1,440,906 円</u>

合計 C

624,032 円+1,440,906 円=2,064,938 円

(12) 「納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑥」

税率6.24%適用分 A

1,230,000 円×6.24/108=71,066 円

税率7.8%適用分B

2,321,300 円×7.8/110=164,601 円

合計 C

71,066 円+164,601 円=235,667 円

(3) 「課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)⑰」欄

税率6.24%適用分A

1,449,611 円+624,032 円+71,066 円=2,144,709 円

税率7.8%適用分B

3,463,811 円+1,440,906 円+164,601 円=5,069,318 円

合計 C

2,144,709 円+5,069,318 円=7,214,027 円

- (14) 課税売上高の計算
 - イ 令和5年1月1日~9月30日までの間

375,646,700 円+11,822,100 円-9,900,300 円=377,568,500 円

□ 令和5年10月1日から12月31日までの間

122.592.519 円(付表2-3「課税資産の譲渡等の対価の額④」欄)

- ハ イ+ロ=500,161,019円>500,000,000円
- ※ 控除対象仕入税額の計算における「課税売上高5億円超」の判定における課税売上高及びこの課税期間を基準期間とする際の基準期間における課税売上高は、免税事業者である期間の課税売上高を含むことに留意が必要です。

なお、免税事業者である期間の課税売上高につき、税抜処理は行いません。

- (15) 「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合(9~②)欄
 - イ「⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの⑲」欄

税率6.24%適用分A

(イ) 適格請求書発行事業者からの課税仕入れに係るもの

17,289,300 円×6.24/108=998,937 円

- (ロ) 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係るもの 9,303,420 円×6.24/108=537,530 円 537,530 円×80/100=430,024 円
- (ハ) 棚卸資産に係る消費税額の調整 71,066円
- (二) 合計

998,937円+430,024円+71,066円=<u>1,500,027円</u>

税率7.8%適用分B

- (イ) 適格請求書発行事業者からの課税仕入れに係るもの 35,661,900 円×7.8/110=2,528,752 円
- (ロ) 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係るもの 17,943,760 円×7.8/110=1,272,375 円 1,272,375 円×80/100=1,017,900 円
- (ハ)棚卸資産に係る消費税額の調整 164,601円
- (二) 合計 2,528,752円+1,017,900円+164,601円=3,711,253円

合計 C

1,500,027 円+3,711,253 円=<u>5,211,280 円</u>

- 口「⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの⑳」欄 税率6.24%適用分 A
 - (1) 適格請求書発行事業者からの課税仕入れに係るもの 7.800.130 円×6.24/108=450.674 円
 - (D) 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係るもの 4,197,280 円×6.24/108=242,509 円 242,509 円×80/100=194,007 円
 - (八) 合計 450,674円+194,007円=<u>644,681円</u>

税率7.8%適用分B

- (1) 適格請求書発行事業者からの課税仕入れに係るもの 12,166,220 円×7.8/110=862,695 円
- (ロ) 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係るもの 6,326,260 円×7.8/110=448,589 円 448,589 円×80/100=358,871 円
- (八) 合計 862,695円+358,871円=1,221,566円

合計 C

644.681 円+1.221.566 円=1.866,247 円

ハ 「個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額②」欄

税率6.24%適用分A

1,500,027円+(644,681円×
$$\frac{122,592,519}{128,638,530}$$
)= $\frac{2,114,407円}{128,638,530}$

税率7.8%適用分B

3,711,253 円+(1,221,566 円×
$$\frac{122,592,519}{128,638,530}$$
)= $\frac{4,875,405 円}{128,638,530}$

合計 C

2,114,407円+4,875,405円=6,989,812円

(16) 「差引・控除対象仕入税額20」欄の記載

税率6.24%適用分A

2,114,407円

税率7.8%適用分B

4,875,405円

合計C

6,989,812円

Ⅲ 付表1-3の作成(その2)

この項においては、上記Ⅰ・Ⅱの計算結果から消費税額及び地方消費税額を計算します。

- 付表1-3の④、⑤、⑦、⑨、⑪及び⑬欄の記載
- (1)「控除対象仕入税額④」欄

税率6.24%適用分A

2,114,407円(付表 2-3%A 欄から転記)

税率 7.8%適用分 B

4,875,405円(付表 2-3@B 欄から転記)

合計 C

6,989,812円(付表 2-3%C 欄から転記)

(2) 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

課税売上げに係る対価の返還等がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率6.24%適用分A

813,610 円×6.24/108=47,008 円

税率 7.8% 適用分 B

2,486,500 円×7.8/110=<u>176,315 円</u>

合計 C

47,008 円+176,315 円=223,323 円

- (注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法により経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。
- (3)「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率6.24%適用分A

47,008円

税率 7.8%適用分 B

176,315円

合計 C

223,323円

(4)「控除税額小計(④+⑤+⑥)⑦」欄

税率6.24%適用分A

2,114,407 円+47,008 円=2,161,415 円

税率 7.8%適用分 B

4,875,405 円+176,315 円=5,051,720 円

合計 C

2,161,415 円+5,051,720 円=7,213,135 円

- (5) 「差引税額(②+③-⑦)⑨」欄 8,752,130 円-7,213,135 円=1,538,995 円⇒1,538,900 円(百円未満切捨て)
- (6) 地方消費税の課税標準となる消費税額「差引税額⑪」欄 1,538,900 円
- (7) 譲渡割額「納税額③」欄 1,538,900 円×22/78=434,048 円⇒434,000 円(百円未満切捨て)

Ⅱ 消費税及び地方消費税の申告書 第二表の作成

ーーー 付表1−3、2−3の計算が終わりましたら、次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書	第二表の記載項目		転記元項目
課和	兑標準額	1	付表1-3①C欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の	6.24%適用分	5	付表1-3①-1A 欄の金額
蘇忱貝座の議及寺の別画の 額の合計額	7.8%適用分	6	付表1-3①-1B 欄の金額
飲り口引飲		7	付表1-3①-1C 欄の金額
特定課税仕入れに係る	7.8%適用分	9	付表1-3①-2B 欄の金額
支払対価の額の合計額		10	付表1-3①-2C 欄の金額
消	費税額	11)	付表1-3②C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	15	付表1-3②A 欄の金額
	7.8%適用分	16	付表1-3②B 欄の金額
返還等対	価に係る税額	17	付表1-3⑤C欄の金額
⑦の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	18	付表1-3⑤-1C欄の金額
(() () () () () () () () () (特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	19	付表1-3⑤-2C欄の金額
地方消費税の課税標準		20	付表1-3⑪C欄の金額
となる消費税額	6.24%及び 7.8%適用分	23	付表1-3⑪C欄の金額

V 消費税及び地方消費税の申告書 第一表の作成

申告書第二表の作成が終わりましたら、申告書第二表及び付表1-3から次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第	9一表の記載項目		転記元項目		
課税	標準額	1	申告書第二表①欄の金額		
消	妻税額	2	申告書第二表⑪欄の金額		
控除過失	大調整税額	3	付表1-3③C 欄の金額		
	控除対象仕入税額	4	付表1-3④C 欄の金額		
+☆『仝-チンi 女石	返還等対価に係る税額	5	申告書第二表⑪欄の金額		
控除税額	貸倒れに係る税額	6	付表1-3⑥C 欄の金額		
	控除税額小計	7	付表1-3⑦C 欄の金額		
控除不足		8	付表1-3®C欄の金額		
差	II税額	9	付表1-39C欄の金額		
中間約	内付税額	10	中間納付税額		
納付税額(⑨>	⑩の場合に記載)	11)	⑨欄の金額−⑩欄の金額		
中間納付還付税額(⑩>⑨の場合に記載)	12	⑩欄の金額-⑨欄の金額		
この申告書が修正申告	既確定税額	13			
である場合	差引納付税額	14)	修正申告の場合に記載		
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	15	付表2-3④C欄の金額		
沐忱尔上 剖口	資産の譲渡等の対価の額	16	付表2-3⑦C欄の金額		
地方消費税の課税標準	控除不足還付税額	17	付表1-3⑩C欄の金額		
となる消費税額	差引税額	18	付表1-3①C欄の金額		
譲渡割額	還付額	19	付表1-3⑫C欄の金額		
裁 <i>i</i> 反引供	納税額	20	付表1-3⑬C欄の金額		
中間納何		21)	中間納付譲渡割額		
納付譲渡割額(②	>②の場合に記載)	22	②欄の金額-②欄の金額		
中間納付還付譲渡割額	頃(②>②の場合に記載)	23	②欄の金額-②欄の金額		
この申告書が修正申告	既確定譲渡割額	24)			
である場合	差引納付譲渡割額	25	修正申告の場合に記載		
			(①欄の金額+②欄の金額)-		
消費税及び地方消費税の	か合計(納付又は還付)税額	26	(⑧欄の金額+⑫欄の金額+		
			⑩欄の金額+②欄の金額)		

令和	年	月	□ △△ 税務署長殿
納	税	坩	東京都●区●●×-×-× (電話番号 03 - ×××× - ××××)
(フ 名 又	'リガ は 屋	称	カブシキガイシャ コクゼイショウジ (株)国税商事
個 又に	人 番 は法人	_	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空機とし、ここから記載してください。
代	'リガ 表者! は 氏	氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎

0	(個人の)方)振	替 継	続希望	望			
*	所管	要否	整理 番号							
税	申告	年月		令和		年	J		E	3
	申	告 区 分	}	指	導 等	庁 指	闭	局	指	迅
務										
署	通信	日付印	б	隺 認						身元
処					^認 通知	、番号カー]カード・		許証		確認
	年	月 [∃		翼 その)他()	
理		指	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	F 月	В		相談	区分1	区分2	区分3
欄		令和								

自 平成 0 5 年 0 1 月 0 1 日 至令和05年12月31日

課税期間分の消費税及び地方 消費税の(確定) 申告書

1 9 7 2 9 0 0

中間申告	É	平成一年一月一日
の場合の		
対象期間	至	令和

			\subset	の	申	告書	書_	ار	- 0	として とり	Z) 	<u>当</u>	費	於	<i>σ</i>) 税	额	の	計	算			
-m	T14	+30	5	> /-	中王		_	H	兆	=	F	百	-	+	億	千	百	+	万	千	百	+	— F	円
課	税	標	ŧ	準	額	1									1	2	0	3	2	7	0	0	0	03
消	1	費	秄	Ŕ	額	2											8	7	5	2	1	3	0	06
控院	余 逅	大	調	整利	党 額	3																		07
控	控隊	余対象	象仕	入種	兑額	4											6	9	8	9	8	1	2	08
D/IN I	返 に	還係	等る	対税	価額	⑤												2	2	3	3	2	3	09
税	貸價	到れば	こ係	る	兑額	6																		10
額	控 (④	除		頁 儿 十	\ 計	7											7	2	1	3	1	3	5	П
控防		· 足 - ②			兑額 3)	8																		13
差 (②		31 - 3	移) -		額 ⑦)	9											1	5	3	8	9	0	0	15
ф	間	納	付	税	額	10																0	0	16
納 (9 9	寸 _	· 杉	₹ 10	額)	11)											1	5	3	8	9	0	0	17
中間(】納 10	付_	還	付 利 9	兑 額)	12																0	0	18
この申		既る	雀に	主 科	包額	13																		19
が修正 である		差引	納	付種	兑額	14)																0	0	20
課税引	市上	課税等の				15)									1	2	2	5	9	2	5	1	9	21
割	合	資の		の iii		16									1	2	8	6	3	8	5	3	0	22
			C	の「	申告	言書	از	- 0	よ 人	る	圠	b F	ָ כ	消	費	税	のネ	锐智	頁 σ.) 計	- 算			
地方消 の課税	費税 標準	控除	不足	還化	税額	17)																		51
となる 税	消費額	差	引	税	額	18											1	5	3	8	9	0	0	52
譲渡	還		付		額	19																		53
割額	納		税		額	20												4	3	4	0	0	0	54
中間	引約	付	譲	渡書	割額	21)																0	0	55
納 (付 20	譲_	渡	割 21)	額)	22												4	3	4	0	0	0	56
中間 (納 f ②1	寸還 一	付 ii ·	度 ②①	割額)	23)																0	0	57
この申		既譲	渡	確 割	定額	24)																		58
が修正である		差譲	引渡	納割	付 額	25)																0	0	59

	割賦基準	の 適	用	\bigcirc	有	0	無	31
記	延払基準	等の適	1 用	\bigcirc	有	0	無	32
事	工事進行基	準の適	10 用	\bigcirc	有	0	無	33
項	現金主義会	計の適	鱼用	\bigcirc	有	0	無	34
参	課税標準額に 税額の計算の		消費 適用	0	有	0	無	35
考	控計 除 課税売上高 開税売上書		メは「		方 一	引 文 活 片 分 方	式 L 例	41
事	_{額方} の法上 記	以	外	0		頭 招		
項	基準期間の 課税売上高				8,5	22	千円	
C	税額控除に	係る経過	措置の	の適り	用(2	2割特	例)	42
9								i.
還 す る		銀 行金庫・組合農協・漁協	î			出	i • 支店 張 所 i • 支所	
付る を 金 受	預金	金庫・組合農協・漁協	î			出	張所	
付を受けよる金融機	預金 ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	金庫・組合農協・漁協	i B			出	張所	
付を受け	預金 ゆうちょ銀行の 貯金記号番号 郵 便 局 名等	☆庫・組合農協・漁協	i B			出	張所	
付を受けようる金融機関	預金 ゆうちょ銀行の 貯金記号番号 郵 便 局 名 等	金庫・組合協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協	番 号	- 受取		出 本所	張所	
付を受けようと	預金 ゆうちょ銀行の 貯金記号番号 郵 便 局 名 等	金庫・組合機・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・漁協・産	番 号	<u> </u> - 		出 本所	張 斯·支所	

税 理 士 法 第 30 条 の 書 面 提 出 有 税理士法第33条の2の書面提出有

消費税及び地方消費税の

課税標準額等の内訳書

納税地	東京都●●区●●×-×-× (電話番号 03 - ×××× - ××××)
(フリガナ)	カブシキガイシャ コクゼイショウジ
名 称 又 は 屋 号	㈱国税商事
(フリガナ)	コクゼイ タロウ
代表者氏名又は氏名	国税 太郎

整理番号

改	Œ	法	附	則	に	よ	る	税	額	の	特	例	計	1
軽減	. 売	上	割		(10) 営	業	日)			附.	則38	3①	
小	売	等	軽	減	仕	入	割	J ê	i		附.	則38	32	

第二表 令和四年四月一日以後終了課

税期

É	令和	0	5	年	0	1	月	0	1	\Box
至	令和	0	5	年	1	2	月	3	1	В

課税期間分の消費税及び地方 消費税の(確定) 申告書

中間申告	自 令和 年 月	
の場合の		7
対象期間	至 令和 年 月 月	\Box

	標 準 一表)の①欄へ	<u> </u>		額		1	+ 3	E T	百	十 億	2	0	+	万2	1 7	0	+	0	크 01
W C C																			
	3	%	適	用:	分	2													02
課税資産の	4	%	適	用:	分	3													03
譲渡等の	6.3	%	適	用:	分	4													04
対価の額	6.24	%	適	用:	分	⑤					4	0	6	0	1	3	8	8	05
の合計額	7.8	%	適	用:	分	6					7	9	7	2	6	7	2	7	06
						7				1	2	0	3	2	8	1	1	5	07
特定課税仕入れ	6.3	%	適	用:	分	8													11
に係る支払対価	7.8	%	適	用:	分	9													12
の額の合計額 (注1)						10													13

消 費 ※申告書(第	税 一表)の②欄へ			額	11)	8752130
	3	%	適	用分	12	
	4	%	適	用分	13	23
⑪ の 内 訳	6.3	%	適	用分	14)	24
	6.24	%	適	用分	15)	2 5 3 3 5 0 2
	7.8	%	適	用分	16)	6 2 1 8 6 2 8 26

I	ì	又	還	뜿	Ē	対 ※申	価 告書(i	第一表	に () の()	係る欄へ	7	3	税	額		17)			2	2	3	3	2	3	31
	① の	売	上	げ	の	返	還	等	対	価	に	係	る	税	額	18)			2	2	3	3	2	3	32
	内 訳	特;	定課	税(士入	れ	の返	選等	手 対	価に	係	る私	兑 額	(注	1)	19									33

W W						20				1	5	3	8	9	0	0	41
地 方 消 費 税 の 課税標準となる	4	%	適	用	分	21)											42
消費税額	6.3	%	適	用	分	22											43
(注2)	6.24%及び	7.8%	適	用	分	23)				1	5	3	8	9	0	0	44

(注1) ⑧~⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

		課	税	期	間	令和5・1・1~令和5・12・31	氏名又は名称	㈱国税商事
X	Σ				分	税率 6.24 % 適用分	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
課	税	標	準	額	1	40,601,000	79,726,000	※第二表の①欄へ 円 120,327,000
① 課 の	· 税 資 · 対	産 の 価	譲渡の	等額	1	※第二表の⑤欄へ 40,601,388	※第二表の⑥欄へ 79,726,727	※第二表の⑦欄へ 120,328,115
内特係訳	定課る支	税 払 対	入れ価の	に額	1) 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れ	がある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑪欄へ
消	費	利		額	2	※第二表の⑮欄へ 2,533,502	※第二表の⑯欄へ 6,218,628	※第二表の①欄へ 8,752,130
控制	除過:	大 調	整 税	額	3	(付表2-3の②・③A欄の合計金額)	(付表2-3の②・⊗B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控	控除	対象仕	上入 税	. 額	4	(付表2-3の@A欄の金額) 2,114,407	(付表2-3の③B欄の金額) 4,875,405	※第一表の①欄へ 6,989,812
	返 遺に 係	登 等 る	対 税	価額	(5)	47,008	176,315	※第二表の⑪欄へ 223,323
	⑤ 売 」 の 対 値	上げの田に保	返還	等額	5	47,008	176,315	※第二表の⑥欄へ 223,323
	内特別のに訳	z 課 税 返 還 係 る	等 対	、 れ 価額	5 2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れ	がある事業者のみ記載する。	※第二表の⑫欄へ
	貸倒;	れに係	系る税	直額	6			※第一表の⑥欄へ
額	控 除	税 額 ④+⑤-		計	7	2,161,415	5,051,720	※第一表の⑦欄へ 7,213,135
控制	除 不 .		付 税	額	8			※第一表の⑧欄へ
差	引	#3-G		額	9			※第一表の⑨欄へ 1,538,900
地準方と消な	控除	不足還	と 付 税	類	10			※第一表の⑰欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑫欄へ
費税の課金る消費	差	引	 税	額	11)			※第一表の⑤欄へ ※第二表の⑩及び◎欄へ
税税標額譲		(9)			<u></u>			1,538,900 (⑩C欄×22/78) ※第一表の鴟欄へ
渡	還	付		額	12			
割額	納	税		額	13			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑩欄へ 434,000

	氏名又は名称	㈱国税商事				
	課税期間	T9 /1	, U·1		分税率 7.8 % 適 用 分	. , ,
	項 目			A	В	(A+B)
課 税 売	上 額 (税 抜	き)	1	39,848,04		
免税	売 上	額	2			5,278,200
非 課 税 資海 外 支 店 等	産の輸出等の		3			
課税資産の譲渡	等の対価の額(①+(2 + 3)	4			※第一表の追欄へ 122,592,519
課税資産の譲	渡等の対価の額(④	の金額)	5			122,592,519
非課	税 売 上	額	6			6,046,011
資産の譲渡等	の対価の額(⑤	+ ⑥)	7			※第一表の返欄へ 128,638,530
課 税 売 上	割 合 (④ /	⑦)	8			[95 %] ※端数 切捨て
課税仕入れに	係る支払対価の額(税 込 み)	9	25,089,43	0 48,848,620	73,938,050
課税仕入	れ に 係 る 消 費	党 税 額	10	1,449,61	3,463,811	4,913,422
	業者以外の者から行った課税仕 ける課税仕入れに係る支払対価の		11)	13,500,70	25,400,600	38,901,300
適格請求書発行事業経過措置により課利	業者以外の者から行った課税仕 说仕入れに係る消費税額とみ	:入れに係る なされる額	12	624,03	2 1,440,906	2,064,938
特定課税仕	入れに係る支払対	価の額	13	※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未	満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載	する。
特 定 課 税 付	上入れに係る消	費 税 額	14)		(⑬B欄×7.8/100)	
課税貨物	」に係る消費	税 額	15			
納税義務の3 こととなった の調整(- 場合における消	受ける) 費税額 (章) 額	16	71,06	6 164,601	235,667
課税仕入れ	等 の 税 額 の 合 +⑫+⑭+⑮±⑯)	計額	17)	2,144,70	9 5,069,318	7,214,027
	が 5 億 円 以 下 、 合 が 95 % 以 上 の (⑪の金額)	か つ 、 の 場 合	18			
_{税 信} 税 % 個	ち、課税売上げにのみ要	きするもの	19	1,500,02	7 3,711,253	5,211,280
売円 応 共 通	ら、課税売上げと非課税 して要する	もの	20	644,68	1,221,566	1,866,247
上超割のは課税	対応方式により控 仕 入 れ 等 の 〔⑲+(⑳×④/⑦)〕	除 する 税 額	21)	2,114,40	7 4,875,405	6,989,812
がはが合等の税額(分方式により控除する課 (⑪×④/⑦)	税仕入れ	22			
控の 課税売上割合変 消費税額の	予動時の調整対象固定資調整(加算又は減		23)			
除 調整対象固定資 に転用した場 税	産を課税業務用(非課税合の調整(加算又は)	2業務用) 減算)額	24)			
額整に供した(言	譲渡した)場合の		25	※ 仕本1 2 7√∩ A ## -	※仕並1.2m分n+m-	
	の金額) ±33±24+25] がプラ		26	※付表1-3の④A欄へ 2,114,40		6,989,812
引控除過(18、20又は200	大 調 整 か金額) ± 33 ± 34 + 36] がマイ	税 額 ナスの時	27)	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ	
貸 倒 回 収	に係る消費	税額	28	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 2 ⑨、⑪及び珍欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。 3 ⑪及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。